

審 査 基 準

平成22年 1 月29日作成

法 令 名：自動車の保管場所の確保等に関する法律
根 拠 規 定：第13条第 4 項
処 分 の 概 要：運送事業用自動車 が 運送事業用自動車 で なくなった場合の保管場所標章の再交付
原権者（委任先）：警察署長
法 令 の 定 め：自動車の保管場所の確保等に関する法律第 6 条第 3 項（保管場所標章） 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第 8 条（保管場所標章の再交付）
審 査 基 準：法令の定めに尽くされている。
標 準 処 理 期 間：1 日
申 請 先：申請書は、当該自動車の保管場所の位置を管轄する警察署の交通課窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：兵庫県警察本部交通部交通規制課駐車管理係 078 - 341 - 7441（内線5178～5179）
備 考：